平成２３年（フ）第１４８号
茨城県日立市東金沢町４丁目４番46号
債務者　圓井　梨沙
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１号
茨城県高萩市春日町２丁目60番地
債務者　山崎　健一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２号
茨城県潮来市水原826番地２
債務者　目黒　一敏
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第５号
茨城県潮来市日の出２丁目24番地11
債務者　目黒　正三
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１３５号
群馬県桐生市東１丁目10番18号　アリス桐生第１－Ｂ203
債務者　松本　弘幸
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第５号
群馬県桐生市相生町３丁目573番地　市営26号棟372号
債務者　長谷川さおり
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１５１７号
千葉県船橋市宮本２丁目14番５―202号
債務者　伊藤　弘昭
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２号
千葉県市原市辰巳台西３丁目２番地47
債務者　野島美代子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
山梨県韮崎市大草町下條西割392番地
債務者　木下千枝子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
山梨県甲斐市中下条254番地４　サンシティー敷島201号
債務者　江原　祐介
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
長野県諏訪郡下諏訪町4417番地８　エグゼ赤砂３－Ｂ
債務者　渡邉　克巳
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６１号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲2021番地
債務者　筒井　春男
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５１６号
岐阜県関市武芸川町八幡1656番地１
債務者　後藤ゆりか
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６２１号
岐阜市大福町９丁目116番地の１、住民票上の住所岐阜市大福町９丁目113番地
債務者　ヘアーサロンぬーぼこと　渡邉甲子男
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６２２号
岐阜市大福町９丁目116番地の１、住民票上の住所岐阜市大福町９丁目113番地
債務者　渡邉　慶子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６号
岐阜県高山市昭和町３丁目90番地３
債務者　森田　智子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地44棟306号
債務者　沢原　　力（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５０号
兵庫県姫路市家島町宮1039番地
債務者　梅崎　修司
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部